

Title	3つの世界：グローバル化の時代における大陸法及び民事責任法
Sub Title	Trois mondes : Le droit continental et le droit de la responsabilité civile à l'heure de la mondialisation
Author	Amstutz, Marc(Hirano, Hiroyuki) 平野, 裕之
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2016
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.35 (2016. 8) ,p.299- 312
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	講義：2015年度大陸法財団寄付講座「グローバル化と大陸法」
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20160825-0299

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

3つの世界

——グローバル化の時代における大陸法及び民事責任法——

マルク・アムシュルツ*

平野裕之／訳

- I はじめに
- II グローバル化の意義：社会の《三極化》
- III 国内法における「グローバル化の」発現：法の調和
- IV 国際私法における「グローバル化の」発現：国家を越えた法「の適用」
- V グローバル法の発現：企業の社会的責任（CSR）

I はじめに

私に割り当てられたテーマについて論じる前に、本報告の「3つの世界 (*trois mondes*)」という表題について「これは何かと疑問をもった方がいると思われるので」、説明をしておくべきであろう。[この表題には] グローバル化 (*mondialisation*) を、この「[3つの世界 *trois mondes*」という] キーワードをもとに考察しようという趣旨「が含まれているの」である。グローバル化という言葉は現代では一般的なものになっており、また、皆さんも当然にこの言葉の意味をご存知のはずである。

* マルク・アムシュルツ / フライブルグ (スイス) 大学専任教授、ハーバード大学 LL.M 取引法及び法の社会学客員教授、チューリッヒ弁護士。

この「グローバル化」という用語は、公的な議論において考えられているのとは異なり、かなり多義的なものである。

ワラーシュタイン（WALLARSTEIN 1974；1989）の「*système-monde*」という「グローバル化についての」パイオニア的な著作の出版以来、実に数多くの哲学、社会学、政治学、経済学、地政学並びに法学の研究が、このテーマのために費やされてきた（AMSTUTZ/KARAVAS 2009；[近時] 再びグローバル化のテーマを選ぶ研究が増えて来ていることにつき、AMSTUTZ 2015a）。これらの研究によって発展させられた研究により、この現象についての認識が飛躍的に増大させられた。しかし、その反面として——それが科学にはつきものであるとはいわないが——、[研究が増えたが故に] この現象の理解の仕方について、混迷を増加させることにもなったのである（BACKER CATÀ 2007）。

本日の報告「[の割当て]」を超えてしまうため、これら「哲学、社会学、政治学、経済学、地政学まで」全ての研究について説明することはできない。そのため、現在の議論において支配的な見解に依拠しつつ、グローバル化「[と法]」の概観を示すに止めざるをえない。また、『グローバル法（*droit mondial*）』とは何かを（『大陸法』の発展的拡張として）明らかにするというアプローチに絞って考察したい。

既に言及したところから気がつかれたと思われるが、21世紀の法は、『3つ世界』という公理で私が考えているところの——独立したものではなく、それぞれ相互に影響を及ぼし合っている——3つの次元において発展しているのである（DERRIDA 1994）。このことから何を学ぶべきであろうか。この問題に取り組むことは基本的には簡単である。しかし、これを具体的に明らかにしていくことは容易ではない。

まず原則「[を確認してみたい→Ⅱ]」。

現在、国民国家（l'Etat-nation）において新たな『権力』（ないし『力のロジック（*logics of power*）』）が作り出されており、法がいくつもの次元へと断片化してきている。これら「権力」は、少なからず国家の領土（「*territoires*」）を超越しており、また、本来は国家による法的制度を再概念化することにより、『グ

ローバルシステム (système-monde)》の法的空間 (« *legal space* » ; cf. notamment WILDE 2005) と呼ばれるものを構成している

同じような意味において、大陸法の、3つのオートポイエテックな次元（即ち国内法の次元、国際法の次元、そして——それらと区別されたものとして——グローバル法 « *global law* » の次元）への機能的な分化を語ることができる。それぞれ固有の論理に基づいて発展してきた閉じた次元であり、また、他の2つの次元に由来する《刺激》によって感性を失うことのない独自の機能が定まっている次元である (LYOTARD 1984)。この点に関して、以下の点を説明する必要がある。

国家法は、国際法やグローバル法の活用について無関心ではない。むしろその逆である。対話の方法によって機能する3つのタイプの法がある (HUTTER 1989 ; AMSTUTZ 2001, 2008)。慣習法にまで確立されることのある慣行、合意、社会規範を作り出す相互的な情報交換の領域において、この3つが錯綜し——それ故、《ボトムアップ》であり《トップダウン》ではない——グローバル化に対する法的基礎づけとなり、それは暫定的なものではあるが、持続的に発展していくものである (AMSTUTZ 2013)。未だ十分な理解がされていないが、現在、複数存在している「グローバル化のための」相互作用はどういったものなのかを明らかにすることに、問題はすべて「ここに」かかっているのである——これが正に出発点をなす私の理論なのである—— (AMSTUTZ 2013)。

以上の主張はどう正当化したらいであらうか。この問いに対して解答するためには、「グローバル化」という概念が明らかにされなければならない。これが、IIで扱うテーマである。

次いで、広い意味でのスイス民事責任法における3つの参考になる例を示して、グローバル化の3つの次元における法を明らかにしてみたい。

第1は、スイスにおけるヨーロッパ法の影響である（周知のように、スイスはEUにもEEEにも加盟していない）。スイスは、一方で法制度において（任意的採用）、他方で判例法において、とりわけ製造物責任法の領域において（ヨーロッパ協調的解釈）、ヨーロッパ法との調和を図ろうとしてきた。スイスのよう

な連邦国家の「法」制度に、ヨーロッパのグローバル法を導入するには特別の技術が必要になる。換言すれば、《任意的採用》といわれる特別な方法——《法的な内部編入》の方式——の利点は、グローバル法という生地を用いて国内法という織物を作り上げられるという点にある。この方法にはいろいろ問題もあり——とりわけその方法論において——、その解決が待たれている。この点については、Ⅲにおいて、スイスでの議論状況を紹介したい。

第2の例は、「懲罰的損害賠償」を命じるアメリカの判決のスイスでの執行についての扱いである。ここでは、非常に難しい国際法レベルの問題に直面する（→Ⅳ）。

第3に、本来の意味でのグローバル化の領域で新たな法規範の創造がなされるようになっていくことについて論じたい。ここで例として説明するのは、企業の社会的責任についてのスイスについての議論である（→Ⅴ）。

Ⅱ グローバル化の意義：社会の《三極化》

先にほのめかしたように、国民国家とグローバルシステム（système « monde »）とは、相互に対立する関係に立つものではない。隠喩として適切な表現を使うならば、国家的、国際的、更には、グローバルな「法の」交雑ということができよう（cf. AMSTUTZ 2013）。法社会学に関係する全ての理論は、現在このことを出発点として認めている。「臨床的な」形で、国家「法」とグローバル「法」とを明確に遮断してしまうのは誤りである。

現時点の研究では、領土、領土主権（国家権力）そして法の間境界線は、19世紀の初めから、即ち世界市場が形成され初めて以来、当初は緩やかに、しかし、その後は加速的に揺れ動いているという理解が確立されている（O'ROURKE/WILLIAMSON 2002；この点については cf. AMSTUTZ 2015a）。とりわけ内在的に、グローバル化した数多くの社会関係においても、例えばスポーツ、ファッション、伝統的またはポストモダンな芸術（アニメ、オンラインゲームまたはコミック）、美食等の分野で、今なお国家主義的感覚は残っているものの、そ

れを〔国家の境界が不明瞭になることが〕凌駕しているのである。〔確かに〕社会的、経済的、制度的、政治的、文化的な差がグローバル化の文脈の中にも存在することが認められる。〔しかし〕これらの〔国ごとの差〕は、〔国内法という織物を作るのに用いられる〕生地に織り込まれ、国家と〔国家間の〕国際関係——性質上二元論——という伝統的な差が分かりづらくなっている。〔国家と国際関係を区別する〕物の見方は、遅くとも冷戦終了後は必ずしも支配的なものではなくっているのである。

今世紀以来グローバル化の発展の中核をなすのは、領土と領土主権（国民国家の主権）とを切り離すことにある。20世紀の〔19〕60～70年代まで続いた国民国家の絶頂期には、この2つの観念は多少なりとも相互に排他的なものと考えられていたが——領土主権の範囲は、国家の領土の範囲と等しいものと理解され、そのことから国境が確定されていた——、〔それとは異なり〕新しい社会空間が生み出されているのである。例えば、世界経済、世界的ネットワーク（フェイスブック、ツイッター、インスタグラム等）、または、大陸における地域的な武力的緊張関係（ウクライナ、シリア、チベット等）といったようにである。このことは、当時まで熱心に社会科学の領域で研究がされてきた上記の観念の再定義を余儀なくした（TEUBNER 2014）。ササンは（SASSEN 2013 : 22）、グローバル化の分野に広がっている複数の段階の秩序を持つ社会の動きの影響を受け、国家の裁判管轄を例にして、非常に分かりやすく新しいグローバルな法領域の発生を〔次のように〕説明している。

《私は、2つのタイプの主要な構成物を仮定している。いずれも、公式または非公式なインスタンス化と理解することができる。1つは、領土的な国家裁判管轄内において非国家的裁判管轄を作り上げるものである。もう1つは、古典的な国家間の境界を超える仕切られた新しいタイプの空間を作り上げるものである。》

同論者は、歴史的考察により、中世における非領域的な権力の発生に由来す

る発展的テーゼを主張する（SASSEN 2013 : 23）。この非領域的な権力領域は、啓蒙期以降、ここ 40 年程の間に（20 世紀の終わり及び 21 世紀の初め）、変容しつつも領土への政府の支配に徐々に依存するようになる。最近の論文において、またもやササン（SASSEN 2013）により、グローバル化のレベルでは、政治的、経済的、法的及び社会的次元の分裂を確認でき、そこでは、19 世紀以来の古典的な統一体が《領土 / 領土主権（権力） / 法》の三部構成に解体されていることが確認されている。

《私は、この領土の分解的な平準化が、領土を権力やクレームメイキングからなる論理を伴う権能として概念化したのでは、国家領土といった歴史的な具体的な例証には耐えないと考えている。権能としては、それは複雑で組織化された組み立てられた様々な物の 1 つにすぎず、権力と権利との関係ではその実現も多様であり、その組み立てられた物の所有権にかかわっている。例えば、領土は、中世ヨーロッパでは、権力よりもはるかに重要なものではなかったものの、近代国家の登場により重要度を獲得し、20 世紀においては、その重要性が絶頂に達した。権限としては、領土は、遊牧社会や土地的な空間と電子的な空間とを混在させる、グローバルファイナンスのような複雑なシステムといった反直感的な事例も含めて、広く理解することができる。》

国民国家という組織原理——世界的に少なくとも 2 世紀にわたって（18 世紀の後半から 20 世紀の後半まで）安定的な（相対的ではあるが）秩序を確立した——が解体されていく現象は、学説において圧倒的多数の賛成を得ている名称が付けられている。それは、《ボーダーレス化》[という呼称]である。この用語の論理的な意味合いを極めて単純化すれば、次のように理解することができる（SASSEN 2013 : 23）。

《領土についての現在の理解では、国家の領土のある部分がその権力を免れている場合、識別特定されない領土になる。[しかし] これは、用語の上では、領

土とは作り上げられた条件なので、[領土と称するのは] 矛盾である。》

このササンの文章においては、矛盾という言葉——著者の鋭さを示しているものである——が使われている。そのことは否定できないであろう。これは一種の逆説なのである。グローバル法に独自のものは、以下のである。[それは]《識別特定されない領域 (unmarked space)》[ということ]であり、国民国家がそれを実現しようとしてもできないものである (SPENCER-BROWN 2008)。ただ実際には、この識別特定されない領域は、制度的な改変を経た国家由来の規範によって満たされており、それは、少なくとも過去2世紀において認められ行われてきた国民国家の法民主主義的規範によって支配されたプロセスとは異なるプロセスによってである。

この問題への反応——これが私が冒頭に提案したテーゼの続きになるが——は、3つのレベルで進展している。

(1) 国家法 [国内法]。国民国家は、別の国または別の超国家的な法制度と類似した法制度を [国内法に] 導入し始めている。それは、《[ヨーロッパ各国における] 法の調和 (compatibilités normatives)》と私が名付けたところを目的としている。その例として、製造物責任についてのスイス法の発展を挙げることができる (Ⅲ参照)。

(2) 国際法。国家間の法的協力が——絶対に必要な要請ではないが——、私法、とりわけ民事責任の分野において、次第に行われるようになっていく。[しかしこれには] 難点があることは争えない。問題なのは、公序に関わる法領域である。法は、それぞれの文化に由来し——どこの文化も他の文化と矛盾は避けられず——[異なる国家法の間の] 抵触が生じ得る。例を1つ挙げれば、これもスイス法の例であるが、国際私法における製造物責任の[準拠法の]問題があり (《DIP》; Ⅳ参照)、アメリカの裁判所において命じられた「懲罰的損害賠償」の、スイスの裁判所における処遇[執行を認めるか]が議論されている。

(3) グローバル法。このレベルの問題が、教義学、理論的、哲学的に最も議

論のあるところである。事実、ここでは、最も新しいまた最も複雑な規範の発展がみられる。恐らく、我々は未来の法の創造をここでは論じることになろう（AMSTUTZ 2008, 2013, 2015b）。この「グローバル」法の規範創造については、多国籍企業の社会的責任「の規律」を例にして検討することにしたい（V参照）。

Ⅲ 国内法における「グローバル化の」発現：法の調和

1993年6月16日に、スイスは、ヨーロッパ指令85/364を「EU加盟国でもないのに」任意に製造物責任についての連邦法（LRFP）として採用した（LRFP；RS 221.112.944）。どうしてこのような立法を行ったのか疑問に思われるであろう。連邦評議会の説明を読んでも（FF 1993 I 833 s.）、3つの理由が挙げられている。（1）スイス法のヨーロッパ「の他の法」との調和、（2）スイス経済の再活性化、及び、（3）社会改革の実現（消費者保護）である。更に、連邦評議会は、この改正の目的には、スイスがEUへの加盟の準備という意味もあることも説明している。「しかし」この目的は現在では失われている。現在では、スイスは独自路線を保つべきであるというのが広く政治的コンセンサスになっている。では、ヨーロッパ「法内」における「法の」調和という原理も、「EU加盟回避により」意味を失われたのであろうか。

私はそうは思わない。私が考えるには、グローバル化という文脈において、この原理は重要な役割を果たすもの「だから」である。その「EU内の国内法の調和という」機能は、——当初の時と比べると——かなり変わってきているが、現在では、スイス私法において「その必要性が」認識されるようになっており、それはとりわけ民事責任法においてである。ヨーロッパ「法内」における「国内法の」調和は、EU内における私のいう加盟国間の《相互的な法的交流（communication juridique）》を維持することを可能にしている。このことは、スイスはヨーロッパ諸国との協力、交錯、相互依存の程度が高いことを考慮すると、必要である。こうした意味において、「相互的な」法的交流が発展していった、「スイス法とヨーロッパ国内法との」《法の調和》を図らざるをえないよ

うになることが必要なのである。

この「ヨーロッパ国内法の」法の調和の結果として、法秩序の内容が、関係国において、類似ないし近似のものとなる制度的状況をもたらされ、企業また国内経済にとって平準化された活動分野を作り上げる道を進むことになる。その結果、どの国の企業かにより差が生じることを心配せずに、グローバル化により新たに開かれた分野においては、企業は活動分野を拡大することができるようになるのである。

IV 国際私法における「グローバル化の」発現：国家を越えた法「の適用」

ここでは、複数の国家にまたがる法「の適用」という問題を、「3倍賠償」ないし「懲罰的損害賠償」を命じるアメリカの裁判所の判決を例にして説明したい。この判決は、国際的レベルで、2つの問題を生じさせる。1つは、この判決の「国内裁判所による執行の」承認、もう1つは、適用法規の「国際私法の」問題である。

上記のようなタイプの判決はスイスではあまり経験がない。実際、ここに紹介できる判決としては1つしか見当たらない。それは、バール・ヴィル州上級裁判所の判決である（ZivGer BS, BJM 1991, 31 ss, confirmé par l'instance supérieur du canton AppGer ; cf. aussi ATF 116 II 376）。そこでは、アメリカの裁判所が原告に認めた12万60ドルの債権が問題とされた。この判決では、陪審は更に5万ドルの「懲罰的損害賠償」を支払うことを命じている。バール裁判所はこのアメリカの判決の「スイス国内での執行の」承認をしたが、判決理由では、まず、公序に何ら抵触することはないことを確認している。その理由は、主たる債権の額に比して「懲罰的損害賠償」の額が不相当なものではないことである。次に、バール裁判所は、スイス債務法でもフォートに対する制裁原理が認められていることを強調する。更には、バール判決は、被侵害者が民事責任の訴訟において適切な範囲内ならば利益を得ることを否定する絶対的原理はないことを指摘している。

明確な形で《懲罰的損害賠償》を命じるアメリカの判決を「スイス裁判所が執行することを」承認した判決は、それ以後1つもない。この点を指摘するだけにするが、バール裁判所によりなされた解決は、この意味で、各国の文化の特殊性を尊重する超国家主義を保持するものであったことを認める必要がある（より詳しくは、cf. JOERGES/NEYER 1997）。

製造物責任の訴訟に際して、《懲罰的損害賠償》に関するアメリカの法規範が適用されるのか否かが、スイス裁判所による「製造物責任についての判決に際して」適用法の問題として生じてくるが、1987年12月18日の国際私法についての連邦法（LDIP）が、この点についての特別の規定を用意している。その135条がこの点について規定をしており、以下のようである。

1 製品の欠陥または欠陥のある表示に基づく請求は、被害者による以下のいずれかの選択「された法律」により規律される。

a 加害者がその住所、住所がなければその居所を有する国の法律、または、

b 加害者が、製品がその同意によらずに流通に置かれたということを証明しない限り、製品が取得された国の法律。

2 製品の欠陥または欠陥のある表示に基づく請求が外国法により規律される場合には、スイス法により同様の損害に対して付与される以上の賠償金を与えることはできない。

通説は、この規定の第2項を、外国法を適用する製造物責任訴訟に際して、スイス裁判所が《懲罰的損害賠償》を承認することを制限した規定と解している（VOLKEN 2004）。LDIP 135条は、公序の準則を具体化したものであると解されている。しかし、第1項は外国法の適用を排除はしていない。そのため、LDIP 135条は、賠償の範囲を限界づけているだけであり、準拠法の決めた賠償方法を制限するものではない。この意味において、損害賠償債権の総額がLDIP 135条2項の定める額を超えていなければ、第三国の法制度上《懲罰的損害賠償》と分析される賠償額であっても、「スイスで認められる損害賠償と同

額の限度で] スイスの裁判官によってその損害賠償の一部を認めることができるのである。

このことから[以下のことが]明らかになる。法というものは、常にその国々の文化を表すものだということである。国際的な条約がない限り、グローバル化が生み出す法的要請に適った解決を見つけることは困難である。国家を越えた法的協力は、たとえ「*foreign court doctrine*」の例外になるとしても、[各国の国内文化の尊重という] 障壁にぶつかるのである (cf. DASSER 2013)。この[グローバル法]の展開は、過去において非常に遅々としてしか進んでいない。国家間の共同体形成によるグローバル化への圧力があるとはいえ、将来においても、これ[国内法の尊重がグローバル化の障壁になること]は変わることはないであろう。

V グローバル法の発現：企業の社会的責任 (CSR)

グローバル化という《国境のない空間》では、新たな形の《法規範》が生まれてくる。この法規範の古典的理論とは大きく異なった規範を明らかにするために、1つの具体的な例を挙げて説明してみよう。それは企業の社会的責任についての例である (cf. TEUBNER 2011)。これについての任意の規範は、——Ⅱにみたように——領土/領土主権(主権)/法といった伝統的な概念を超越したものであり、2015年4月1日に[スイス]連法評議会が公表した年次計画書、また、とりわけこの件についての意見書に見られるように、一定の評価が得られるようになっている (<http://www.news.admin.ch/NSBSubscriber/message/attachments/38880.pdf>)。

[国内]法の古典的理解は、国家的コンセンサスを前提としている。[それぞれの国の]人々の考え方(社会構造)というものが(相対的には)依然として存在しているのである。法の任務は、その時々[人々の]コンセンサスを固めることにあるものと考えられる。言い換えれば、われわれの社会を構成している[人々の]考え方を、法が保護することが必要なのであり、[人々の]考え方

が新しい事態に応じて次々と変わることのないようにするためである（AMSTUTZ 2015b）。

〔これに対して〕CRS という概念は——未だ法規範という形にはあまり構成されていないが——、本質的にグローバル化の産物である。この概念は、社会関係を安定化させるという〔上記の〕法〔の任務〕についての理解とは一線を画するものである。その理由は、グローバル化は、動的な即ち不断に発展していく構造を作り上げるものだからである。このことから、グローバル化という文脈においては〔人々の〕考え方が不断に変化し続けるものであり、〔ここでは安定的な国民意識に依拠する領域とは異なり〕規範はどうあるべきなのかが〔不断に〕問われることになる（cf. LUHMANN 2009）。

CRS は、この文脈においては、グローバル化の社会を構成する動的な考え方を柔軟に発展させることを助ける規範が必要なことを明らかにする。グローバル化された分野において、〔人々の〕考え方が、社会において異なることの原因——従って紛争の原因——にならないように、橋渡しをすることが大切である。言い換えれば、CRS は、グローバル化という場面において企業が国家を越えた活動をするのを支援するものなのである。それは、地球上の多様な地域、派閥、産業において実践されるべき価値を調和することである。企業が、無数にある支社をその活動しているそれぞれの異なる社会環境（ブラジル、タイ、アイスランド、マリ等）に合わせて〔その活動を〕変化させ、構成をさまざまに変えることを好むはずはない。シェルのようなグループ企業が、ナイジェリアでは、オランダでの標準によるのではなく、ナイジェリアに通用している価値感に従って活動すべきものとされるべきではない（AMSTUTZ 2015b）。

一言でいえば、CSR の規範は、様々な場所で活動している多国籍企業に、どこであろうと同一のものを提供しなければならないのである。グローバル化がうまく機能するためには、この〔CSR の〕規範により〔グローバル化の〕過程への支援がなされることが大切なのである（AMSTUTZ 2013）。

参考文献

- AMSTUTZ M. 2001: *Evolutorisches Wirtschaftsrecht : Eine Studie über das Recht und seine Methode in den Diskurskollisionen der Marktgesellschaft*, Nomos.
- 2008: *Global (Non-) Law: The Perspective of Evolutionary Jurisprudence*, *German Law Journal* 5, 465 ss.
- 2013: *Métissage: On the Form of Law in World Society*, *ZVglRWiss* 112, 336 ss.
- 2015a: *South of No North: Über Geschichte und Zukunft des Europäischen Konzernrechts*, in: A. Epiney et al. (Hrsg.), *Festschrift zum 20. Geburtstag des Europarechtsinstituts an der Universität Freiburg*, Schulthess, 203 ss.
- 2015b: *The Evolution of Corporate Social Responsibility*, *SZW* 42, 189 ss.
- 2015c: *In the Web of World Law*, in: M. Bors (Hrsg.), *Quid Iuris ?, Growth*, 1 ss.
- AMSTUTZ M./KARAVAS V. 2009: *Weltrecht: Ein Derridasches Monster*, in: G. Calliess et al. (Hrsg.), *Soziologische Jurisprudenz*, Springer, 234 ff.
- BACKER CATÀ L. 2007: *Economic Globalization and the Rise of Efficient Systems of Global Private Law Making: Wal-Mart as Global Legislator*, *Conn. L. Rev.* 39, 1739 ss.
- DASSER F. 2013: Art. 135 IPRG, in: A. Schnyder et al. (Hrsg.), *Basler Kommentar zum IPRG*, 2. Aufl., Helbing & Lichtenhahn.
- DERRIDA, J. 1994: *Force de loi: Le «Fondement mystique de l'autorité»*, Galilée.
- HUTTER M. 1989: *Die Produktion von Recht*, Mohr Siebeck.
- JOERGES C./NEYER J. 1997: *From Intergovernmental Bargaining to Deliberative Political Processes: The Constitutionalisation of Comitology*, *EUR. L.J.* 3, 273 ss.
- LUHMANN N. 2009: *Die Weltgesellschaft*, in: Niklas Luhmann, *Soziologische Aufklärung 2: Aufsätze zur Theorie der Gesellschaft*, 6. Aufl., VS.
- LYOTARD M. 1984: *Le différend*, Minuit.
- O'ROURKE K./WILLIAMSON J. 2002: *When Did Globalisation Begin?*, *Eur. Rev. Econ. Hist.* 6, 23
- SASSEN S. 2008: *Neither Global nor National: Novel Assemblages of Territory, Authority and Rights*, *Ethics & Global Politics* 1, 61 ss.

- 2013: Visible Formalizations and Formally Invisible Factilities, *Ind. LJ of Glob. Leg. Stud.* 20, 3 ss.
- SPENCER-BROWN G. 2008: *Laws of Form*, Bohnmeier.
- TEUBNER G. 2011 : Self-Constitutionalizing TNCs? On the Linkage of “Private” and “Public” Corporate Codes of Conduct, *Ind. LJ of Glob. Leg. Stud.* 18, 17 ss.
- 2014: Rechtswissenschaft und –praxis im Kontext der Sozialtheorie, in: S. Grundmann et al. (Hrsg.), *Recht und Sozialtheorie*, Mohr Siebeck, 141 ss.
- VOLKEN P. 2004: Art. 135, in : D. Girsberger et al. (Hrsg.), *Zürcher Kommentar zum IPRG*, 2. Aufl., Schulthess.
- WALLERSTEIN I. 1974: *The Modern World-System*, vol. I: *Capitalist Agriculture and the Origins of the European World-Economy in the Sixteenth Century*, Academic Press.
- 1989: *The Modern World-System*, vol. III: *The Second Era of Great Expansion of the Capitalist World-Economy 1930-1840*, Academic Press.
- WILDE R, 2005: The „Legal Space“ or „Espace Juridique“ of the European Convention on Human Rights, *E.H.R.L.R.* 3, 115 ss.